

議案第 51 号

宇和島地区広域事務組合理約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり関係市町と協議の上、宇和島地区広域事務組合理約を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 8 日提出

愛南町長 清水雅文

提案理由

介護保険事業に地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用することに伴い、組合理約の変更を行うため、議会の議決を求めるものである。

規約の変更に関する協議書(案)

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、宇和島地区広域事務組合格約を次のとおり変更する。

- 1 規約の変更内容
別紙のとおり
- 2 変更年月日
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 月 日

宇和島市長 岡原文彰

松野町長 坂本浩

鬼北町長 兵頭誠亀

愛南町長 清水雅文

別紙

宇和島地区広域事務組合同規約の一部を改正する規約(案)

宇和島地区広域事務組合同規約(昭和48年4月1日愛媛県指令地第264号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第3条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、組合の共同処理する事務のうち、前条第4号の2、第4号の3、第6号及び第18号に規定する事務に、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

宇和島地区広域事務組合規約新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条、第2条 略 (共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(22) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第1条、第2条 略 (共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(22) 略 <u>(地方公営企業法の適用)</u> <u>第3条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項に基づき、組合の共同処理する事務のうち、前条第4号の2、第4号の3、第6号及び第18号に規定する事務に、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p> <p>以下 略</p>